

高 福 第 5 3 3 4 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様
新発田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所 管理者 様

新発田市高齢福祉課長

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算等に関する届出について（通知）

令和 7 年度の届出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」（令和 7 年 2 月 7 日付け老発 0 2 0 7 第 5 号厚生労働省老健局長通知）に留意の上、下記により必要書類を提出願います。

記

1 令和 7 年度処遇改善計画書の提出について

令和 7 年度に介護職員等処遇改善加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書（以下「加算計画書」という。）の作成・提出が必要です。

(1) 提出書類（昨年度と様式が異なります。）

- ・ 別紙様式 2－1、2－2 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和 7 年度）
- ・ 別紙様式 5 特別な事情に係る届出 ※該当ない場合は不要。
- ・ 体制等届出書
※ 新たに加算を算定する場合、加算区分を変更する場合は、体制等届出書の提出が必要です。体制等届出書の様式は、令和 7 年 4 月 1 日から変更となります。

（地域密着型サービス事業所）

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 3－2）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1－3）

（介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所）

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 5 0）

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1－4）

【注意】 令和 6 年度に加算 V(1)～(14)を算定している場合

令和 6 年度において算定が可能であった加算 V(1)～(14)は、令和 7 年 3 月末までの経過措置期間満了により、令和 7 年度以降は算定できません。令和 7 年度も引き続き処遇改善加算を算定する場合は、加算 I～IVのいずれかに区分変更する必要がありますので、必ず体制等届出を提出してください。

(2) 提出期限

令和 7 年 4 月及び 5 月算定に係る提出期限：令和 7 年 4 月 1 5 日（火）【期限厳守】

令和 7 年 6 月以降の算定に係る提出期限：加算を算定する月の前々月の末日

(3) 提出方法

電子申請届出システム、電子メール、郵送または直接持参

(4) 提出先

〒957-8686 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号

新発田市高齢福祉課介護給付係

E メール kourei@city.shibata.lg.jp

2 変更届出書の提出について

既に提出した計画書について以下の事項に変更があった場合は、「別紙様式 4 変更に係る届出書」の提出が必要です。

変更事項	別紙様式 4 に 添付する書類	提出期限
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	別紙様式 4 のとおり	居宅サービス 変更月の前月の 15 日まで 施設サービス 変更月の初日まで
加算を算定する事業所に増減があった場合 ①事業所を追加する場合 ②一部の事業所を廃止する場合	①の場合 別紙様式 4 のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式 4 のとおり	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の 15 日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 速やかに
算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ①加算区分を上げる場合 ②加算区分を下げる場合	①の場合 別紙様式 4 のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式 4 のとおり 体制等届出書	①の場合 居宅サービス 変更月の前月の 15 日まで 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで
就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告の提出時

3 実績報告書の提出について

令和7年度実績報告書の提出期限は、令和8年7月末とする予定です。このことについては、後日通知します。

なお、令和7年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要です。高齢福祉課介護給付係へ連絡してください。

4 送付様式

- (1) 別紙様式2 処遇改善計画書 (Excel ファイル)
- (2) 別紙様式4 変更に係る届出書 (Excel ファイル)
- (3) 別紙様式5 特別な事情に係る届出書 (Excel ファイル)

5 ホームページの掲載

国の通知や様式等については、市のホームページからもアクセス可能ですので、ご活用ください。

○市ホームページ掲載場所

トップページ

→ くらしの情報

→ 健康・福祉

→ 介護保険

→ 介護保険事業者の方へ

→ 【令和7年度】介護職員等処遇改善加算等について

【問合せ先】

新発田市高齢福祉課介護給付係

TEL : 0254-28-9201 FAX : 0254-21-1091

E-Mail : kourei@city.shibata.lg.jp